

犬山市
教育情報セキュリティポリシー

令和 3 年 4 月 26 日 策定

目次

教育情報セキュリティポリシーの構成

教育情報セキュリティ基本方針

1. 目的	- 4 -
2. 用語の定義	- 4 -
3. 対象とする脅威	- 5 -
4. 適用範囲	- 5 -
5. 教職員等の遵守義務	- 5 -
6. 情報セキュリティ対策	- 5 -
7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	- 6 -
8. 情報セキュリティポリシーの見直し	- 6 -
9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定	- 6 -
10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定	- 6 -



教育情報セキュリティポリシーの構成

教育情報セキュリティポリシーの構成

教育情報セキュリティポリシーは、学校が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

教育情報セキュリティポリシーは、以下の3つの階層に分けて策定、管理するものとし、教育情報セキュリティ基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準から構成され、情報セキュリティ確保の観点から、基本方針のみを公開とし、他の文書は公開しないこととする。

(1) 教育情報セキュリティ基本方針

教育情報セキュリティ基本方針は、犬山市教育情報セキュリティポリシーの最上位に位置し、犬山市個人情報保護条例及び犬山市情報セキュリティ基本方針を順守する。

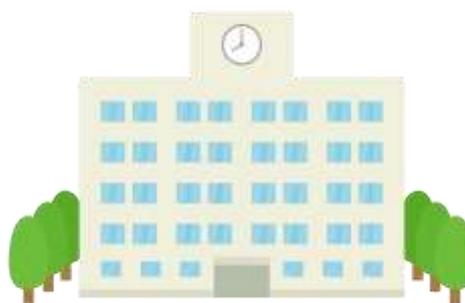
犬山市教育委員会は、犬山市立の学校が保有する情報を安全に管理し、利用するため、情報セキュリティの管理を行う。

(2) 教育情報セキュリティ対策基準

教育情報セキュリティ対策基準は、教育情報セキュリティ基本方針に基づき、全ての情報システムで遵守すべき対策の基準とする。

(3) 教育情報セキュリティ実施手順

教育情報セキュリティ実施手順は、教育情報セキュリティ対策基準に基づき、実施手順を作成するためのガイドラインである。



教育情報セキュリティ基本方針

1. 目的

この基本方針は、学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 用語の定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいい、校内においては以下のとおり分類する。

①教育外部系（授業用）ネットワーク

インターネットに接続可能な授業に用いるコンピュータ教室及び各教室等のネットワーク

②教育内部系（校務用）ネットワーク

インターネットに接続可能な校務処理に用いるネットワーク

③教育外部系ネットワーク

児童生徒1人1台端末等、授業支援に用いるネットワーク

(2) 情報システム

学校情報を処理するためのハードウェア及びソフトウェアをいう。

(3) 情報資産

ネットワーク及び情報システム並びにこれらで取り扱う学校情報をいう（これらを印刷した文書を含む。）。

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報及びその処理方法が正確かつ完全である状態をいう。

(7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに情報にアクセスできる状態をいう。

(8) クラウド

施設外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念をいう。

3. 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取内部不正等
- (2) 教職員等又は外部委託業者による情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による業務の停止

4. 適用範囲

この基本方針の対象は、学校が電子データ及び書類として保有するすべての情報とする。

5. 教職員等の遵守義務

本市の全ての教職員、非常勤職員及び臨時職員、会計年度任用職員、その他学校に所属する職員（以下「教職員等」という。）は、情報資産の利用にあたっては、関連法令に従い、情報セキュリティの重要性を認識し情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 管理体制
情報資産を管理し、機密性、完全性、及び可用性を維持するための体制を確立する。
- (2) 情報システム全体の強靱性の向上
インターネット接続系においてはクラウド利用も含め、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) 物理的セキュリティ
サーバ等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (4) 人的セキュリティ
情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の必要な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。また、侵害に備えた対応訓練の定期的な実施等の対策を講ずるよう努める。

(7) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて監査及び自己点検を実施する。

8. 情報セキュリティポリシーの見直し

監査及び点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合は、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

教育情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより学校運営に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準を遵守し、教育情報セキュリティ対策を実施するため具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより学校運営に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。